

公立大学法人 公立はこだて未来大学

利益相反マネジメントポリシー

目的

公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「本法人」という。）が設置する公立はこだて未来大学（以下「本学」という。）は、教育・研究に支えられた地域貢献をその使命の第一に掲げ、様々な形での社会連携を図る中でその目的を果たしています。今後においても「公立はこだて未来大学社会連携ポリシー」に掲げる多様な社会連携を積極的に進めることで、地域貢献を果たしていきます。

一方、こうした活動を積極的に進める上では、大学または大学の教職員等が産学連携活動その他の社会連携活動に伴い外部から得る利益や外部に対して負う責任と、教育・研究という大学や大学の教職員等が適切に遂行すべき責任とが両立し得ない利益相反といわれる状況が生ずることがあります。利益相反は、大学や教職員等が積極的に社会連携を進めることに伴い日常的に生じ得る状況です。

本法人は、このような利益相反といわれる状況を適切に管理することにより、大学が社会的信頼を損なうことのないようにするとともに、教職員等が安心して社会連携に取り組み、その能力を十分に発揮できる環境を整備することを目的に、公立はこだて未来大学利益相反マネジメントポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定め、これを内外に明示するものです。

利益相反の定義

本ポリシーにおいて「利益相反」とは、次に掲げるいずれかの状況をいいます。

- (1) 本法人または本法人の教職員等が産学連携・技術移転活動その他の社会連携活動に伴って企業その他から得る利益と教育・研究という本法人における責任が衝突・相反している状況
- (2) 本法人の教職員等が兼業活動等により企業その他に対し負う責任と本法人における教職員等の職務遂行責任が両立し得ない状況

利益相反マネジメントの対象者

本ポリシーは、本法人の役員（非常勤の者を除く。）、教員および職員ならびに研究に関して本法人と契約関係にある者（以下「教職員等」という。）を対象とします。ただし、本法人が必要と認める場合は、教職員等以外の者に対しても本ポリシーの適用を受けることを求めるものとします。

利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 教職員等は、社会連携を推進する中で法令を遵守することはもちろんのこと、本法人の職員兼業規程、役員規程、職員就業規則等の関連規程に照らし、自らが大学の使命とその業務の公共性を自覚し、利益相反状況について、その弊害を回避するため必要と認めるときは、

担当部署への連絡、相談、報告、情報提供等を行うことにより、適切に対処するものとします。

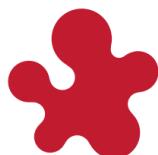
- (2) 本法人は、社会連携を積極的に推進する中で生じる利益相反に関し、教職員等からの連絡等の受付および処理、法人の内外への状況の説明等適切に対処するため、組織的なマネジメントのシステムを構築し運用します。
- (3) 本法人の組織的な利益相反マネジメントは、教職員等の個々の活動を尊重しつつ、大学に対する社会的信頼を確保するために組織として対処する必要性が高いと判断された場合に、対処をするものとします。

利益相反マネジメントの体制および実施

- (1) 本ポリシーに基づく利益相反に関するマネジメントは、公立はこだて未来大学共同研究センター（以下「センター」という。）が中心となって実施します。
- (2) センターは、必要に応じて本学事務局の各課と連携しながら、効率的に利益相反に関するマネジメントを行うものとします。
- (3) センターは、教職員等が安心して社会連携活動に取り組むことができるよう、本ポリシーの本学内外への周知を図るものとします。
- (4) 利益相反マネジメントに関する重要事項を審議するため、本法人に利益相反マネジメント委員会を設置します。

その他

利益相反マネジメントの詳細な方法その他必要な事項については、別に定めます。



公立はこだて未来大学
FUTURE UNIVERSITY-HAKODATE